

## 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護事業者に対し新たに雇用する外国人介護人材（以下「外国人材」という。）に係る経費を補助することにより、介護サービスの提供に必要な人材の確保と定着を図ることを目的とし、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業者 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者をいう。
- (2) 介護事業所 介護事業者が運営し、射水市内に所在する事業所のうち、別表1に定める種類のサービスを提供するものをいう。
- (3) 外国人材 介護事業者が介護職員として受け入れる外国人であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 在留資格が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の5の表上欄の特定活動であって、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第17号、第21号、第22号、第28号及び第29号の活動を行う者（以下「EPA介護福祉士候補者」という。）

イ 在留資格が入管法別表第1の2の表上欄の介護である者

ウ 在留資格が入管法別表第1の2の表上欄の技能実習である者

エ 在留資格が入管法別表第1の2の表上欄の特定技能であって、下欄第1号に該当する者

- (4) 補助対象事業 介護事業所において外国人材を雇用することにより発生する補助対象経費を介護事業者が負担することをいう。
- (5) 受入れ調整機関 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体、入管法第19条の2第1項に規定する登録支援機関及び厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を得た事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に

掲げる全ての要件を満たす介護事業者とする。

- (1) 令和8年度以後に新たに雇用した外国人材が、介護事業者が運営する介護事業所で介護職員として就労していること。
- (2) 徴収金（射水市市税条例（平成17年条例第78号）第2条第2号に規定する徴収金をいう。）を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年度以後に新たに雇用され、介護事業所に就労する外国人材に係る経費であって、次の各号のいずれかに該当し、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度内に支払いがなされたものとする。

(1) 外国人材の受入支援に係る次の経費

- ア 外国人材の受入れのための調整等を行う受入れ調整機関へ支払う経費
- イ 外国人材の入国手続、渡航及び国内移動のための経費（移動経路が経済的かつ合理的であると認められるものに限る。）

(2) 外国人材の日常生活支援に係る次の経費

- ア 外国人材の孤立防止やホームシック防止等のメンタルケアに係る経費
- イ 外国人材と地域の日本人との交流を促進するための交流会開催に係る経費（会場使用料、チラシ印刷費及び郵送費に限る。）
- ウ 外国人材が使用する自転車等の購入に係る経費
- エ 外国人材が介護事業所に雇用されている期間において発生する当該外国人材が入居する住居等に係る経費（以下「住居費」という。）のうち、住居等の賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料又はプロバイダ料金に関する経費であって、敷金、礼金、更新料及び住居の修繕費用以外の経費。ただし、介護事業者が自身が所有する住居等に外国人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象経費としない。

オ その他外国人材の生活支援に必要と考えられる取組に係る経費

(3) 外国人材の語学力向上支援に係る次の経費

- ア 外国人材が母国を出国する前に介護事業者と行うオンライン面接等の取組に係る経費
- イ 外国人材の就労を円滑にするための介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成又は既存マニュアルの翻訳のための経費
- ウ 多言語翻訳機の購入又はリースに要する経費
- エ 外国人材の日本語学習支援のために日本語講師による教育等を行う取組に要する経費
- オ 日本人介護職員の異文化理解に資する教育又は研修の受講費

カ 日本人介護職員の介護技能実習評価者養成講習の受講費

キ その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進のための経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 他の制度による補助等の交付の対象となっている経費

(2) 交付の目的に照らし、相当と認められない経費

(3) 補助金の交付を申請する年度外に支払われた経費

(4) 消費税額及び地方消費税額並びに振込手数料

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に係る実支出額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、1介護事業者1施設当たり年額100,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする介護事業者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）及び射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助対象経費明細書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 外国人材との雇用契約書（写し）

(2) 受入れ調整機関との契約書（写し）（受入れ調整機関と契約を締結した場合）

(3) 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業住居費確認シート（様式第3号）（住居費を補助対象経費に含める場合）

(4) 補助対象経費の支払いが確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をし、次条の規定による交付の決定を受けた申請者は、最初の交付の決定があった年度から起算して5か年度の期間、同項の規定による交付の申請をすることができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、申請書兼請求書の提出をもって、規則第11条第2項の規定による請求があったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地にて調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業により取得した機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、補助事業者に対して射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 令和9年4月1日以後における第2条の規定の適用については、次の表中左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

ただし、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）附則第8条、第9条及び第10条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る規定の適用については、なお従前の例による。

第2条第3号	技能実習	育成就労
第2条第5号	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 （平成28年法律第89号。） 第2条第10項に規定する監理団体	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律 （平成28年法律第89号。） 第2条第11号に規定する監理支援機関

別表1（第2条関係）

介護サービスの種類
介護保険法第8条の規定による次の介護サービス
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
介護福祉施設サービス
介護保健施設サービス
介護医療院サービス
地域密着型通所介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
認知症対応型通所介護
認知症対応型共同生活介護
小規模多機能型居宅介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
複合型サービス

様式第1号（第6条関係）

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

射水市長

(申請者)  
法人所在地  
法人名  
代表者名  
電話番号  
担当者名

年度において、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金の交付を受けたいので、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請した補助対象経費に関し、本補助金以外に国、他自治体、公益財団法人等から同一又は類似する内容の補助金等の交付又は交付の予定はありません。

また、この申請に係る審査及び交付決定後の状況確認に当たり、市長が税情報及びその他必要な事項を調査することに同意します。

記

1 交付申請・請求額 金 円（施設名： ）  
【 回目分】

2 添付書類

- (1) 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助対象経費明細書（様式第2号）
- (2) 外国人材との雇用契約書（写し）
- (3) 受入れ調整機関との契約書（写し）（受入れ調整機関と契約を締結した場合）
- (4) 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業住居費確認シート（様式第3号）  
（住居費を補助対象経費に含める場合）
- (5) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の振込口座情報

振込指定金融機関名	支店名	預金種目・口座番号
	本店 支店	普通 ・ 当座

口座名義	フリガナ

※ 振込先金融機関及び口座番号が確認できる書類を添付してください。

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助対象経費明細書

法人名：

施設名：

補助対象（新規雇用）の外国人材の人数				
EPA 介護福祉士 候補者		介護	技能実習	特定技能
1 受入支援				
内 容	費目	金額	うち、補助対象経費	備 考 (積算根拠等)
	合 計	円	円	
2 日常生活支援				
内 容	費目	金額	うち、補助対象経費	備 考 (積算根拠等)
	合 計	円	円	
3 語学力向上支援等				
内 容	費目	金額	うち、補助対象経費	備 考 (積算根拠等)
	合 計	円	円	
1～3 合計		円	円	

※ 補助金を申請する経費については、消費税及び地方消費税等、振込手数料を除く分を記載する。

様式第3号（第6条関係）

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業住居費確認シート

法人名：

施設名：

【1人目】

補助対象外国人材氏名	
住所（市町村名から建物部屋番号まで）	
上記物件の入居者数（本人含む）	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間（開始日～完了予定日）	年 月 日 ～ 年 月 日

	賃借料	共益費	インターネット 回線・プロバイ ダ料金	計(a)	居住者負担額 (b)	法人負担額 (c) ((a)-(b))
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
合計						

【2人目】

補助対象外国人材氏名	
住所（市町村名から建物部屋番号まで）	
上記物件の入居者数（本人含む）	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間（開始日～完了予定日）	年 月 日 ～ 年 月 日

	賃借料	共益費	インターネット 回線・プロバイ ダ料金	計(a)	居住者負担額 (b)	法人負担額 (c) ((a)-(b))
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
合計						

**【3人目】**

補助対象外国人材氏名	
住所（市町村名から建物部屋番号まで）	
上記物件の入居者数（本人含む）	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間（開始日～完了予定日）	年 月 日 ～ 年 月 日

	賃借料	共益費	インターネット 回線・プロバイ ダ料金	計(a)	居住者負担額 (b)	法人負担額 (c) ((a)-(b))
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
合計						

**【4人目】**

補助対象外国人材氏名	
住所（市町村名から建物部屋番号まで）	
上記物件の入居者数（本人含む）	
採用年月日	年 月 日
補助対象期間（開始日～完了予定日）	年 月 日 ～ 年 月 日

	賃借料	共益費	インターネット 回線・プロバイ ダ料金	計(a)	居住者負担額 (b)	法人負担額 (c) ((a)-(b))
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
1月分						
2月分						
3月分						
合計						

補助対象予定額(1人目)	補助対象予定額(2人目)	補助対象予定額(3人目)	補助対象予定額(4人目)	合計

※この合計額を、様式第2号 射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助対象経費明細書 2日常生活支援の金額に転記してください。

記載上の留意事項

- ①補助対象期間の完了予定日は、年度末（3月31日）としてください。
- ②雇用日より前から賃料が発生していたとしても、雇用前は補助対象にはなりません。

様式第4号（第7条関係）

射水市指令 第 号

法人所在地

法人名

代表者名

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付決定通知書

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

射水市長

記

1 振込内容

年度射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金

【 回目分】

2 振込金額

交付決定額 金 円（施設名： ）

3 振込口座

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付申請書の指定振込先口座

4 振込予定年月日

年 月 日（ ）

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に射水市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

様式第5号（第10条関係）

射水市指令 第 号

法人所在地

法人名

代表者名

射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金については、射水市外国人介護人材雇用緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、取り消します。

年 月 日

射水市長

記

1 取消し理由

2 補助金交付済額

金 円（施設名： ）

3 返還を求める額

金 円（施設名： ）

4 返還期限

年 月 日（ ）

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に射水市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。